

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

4月分については対象案件はありません。

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事(その1)	人孔蓋取替工 35か所 汚水樹蓋取替工 2か所 附帯工 一式	令和5年5月11日 から 令和5年7月3日 まで (令和5年5月11日)	大阪府吹田市原町4丁目3番14号 (有)カネキ建設	5,346,000円	<p>本工事は、吹田市千里丘中地内において、吹田市水道部執行の「千里丘中配水管φ75mm～φ150mm布設替工事跡道路本復旧工事」(以下、「水道工事」という)の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。</p> <p>なお、本工事の施工場所は、水道工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費縮減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、水道工事の受注者である(有)カネキ建設と随意契約を行うものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (3)他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	(仮称)吹田市北消防署北千里仮出張所建設ほか工事監理業務	(仮称)吹田市北消防署北千里仮出張所建設ほか工事に伴う監理業務一式	令和5年6月13日 から 令和6年2月22日 まで (令和5年6月13日)	大阪府大阪市北区東天満1丁目6番6号 (株)教育施設研究所 大阪事務所	11,330,000円	<p>本業務は、(仮称)吹田市北消防署北千里仮出張所建設ほか工事に係る工事監理です。本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。具体的には、今回の工事は消防施設という特殊性のある建築物です。また(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設ほか工事設計業務には仮出張所と本設出張所の設計が含まれていますが、本設出張所の設計は現在も継続中であり、その計画を見据えた施工が必要であることなど、後工事の条件を詳細に把握しておくことが求められます。加えて、分離発注となる各種工事の施工条件を理解し、総合的に監理・調整し建築物を完成させていく必要があることから、令和4年度から(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設ほか工事設計業務を行った株式会社 教育施設研究所大阪事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号【測量・建設コンサルタント等業務】 力特定の者でなければ役務を提供することができないとき⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	本庁舎障がい者等用駐車区画屋根 設置工事設計業務	本庁舎障がい者等用駐車区画屋根設置 工事に伴う設計業務 一式	令和5年6月21日 から 令和5年11月30日 まで (令和5年6月21日)	大阪府大阪市中央区南船場2丁目1 番10号 (株)総企画設計 大阪支店	2,899,600円	<p>本業務は、本庁舎敷地内の障がい者等用駐車区画4台分に新たに屋根を設置するための設計業務です。本庁舎敷地内においては、令和5年3月末から令和7年6月頃にかけて「本庁舎改修工事」の施工を予定しています。本業務において設計する屋根については、同工事の設計業務完了後に車いす利用者等の移動の円滑化の観点から必要性についての議論があり、担当部局における検討の結果、新たに設置することとなったものです。</p> <p>設置にあたり、今回設置を予定している4台分の屋根については、屋根面に太陽光パネルを設置し、配管配線を本庁舎へ引き込む予定であるため、本庁舎改修工事における外構計画とあわせて検討する必要があります。また、西玄関付近に設置予定の屋根2台分については、同工事で施工される歩廊及びその屋根と接続し設置することを予定しており、歩廊への動線の確保やそれに伴う高低差の処理、雨水排水経路など、すでに設計済みである歩廊の計画を一部変更のうえ一体で検討する必要があることから、本業務と本庁舎改修工事の設計業務は密接な関連性を有していると言えます。</p> <p>加えて、当該屋根の設置は増築となることから、本庁舎改修工事で申請済の計画通知を変更する必要があり、同工事の内容や設計段階における法的な整理を踏まえたうえで手続を行う必要があります。本業務を新たに事業者へ委託すると、当該手続きに必要な工事内容の把握、庁舎敷地全体の法令上の諸条件の調査を改めて実施する必要がありますが、同工事の設計事業者である株式会社総企画設計大阪支店は、工事内容を熟知しているとともに、業務の中で必要となる調査を既に実施していることから、再度の調査が不要となり、経済面においても有利に業務を進めることができます。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の第1項第6号に基づき、競争入札に付することが不利と認められるため、同社と随意契約するものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号【測量・建設コンサルタント等業務】 (2)既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面でも有利なものであるとき。に該当</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立東山田小学校昇降機設置 工事監理業務	昇降機設置工事に伴う監理業務 一式	令和 5年7月5日 から 令和 6年2月15日 まで (令和 5年7月5日)	大阪府大阪市中央区北浜東2丁目1 9番 (株)小笠原設計	5,181,000円	<p>本業務は、増築を伴う吹田市立東山田小学校昇降機設置工事に係る工事監理です。</p> <p>本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、施工段階における既存棟との構造上の接合部の確認や学校運営に影響を与えないような仮設計画について設計時の協議内容を十分に把握していることが求められます。</p> <p>そのため令和4年度に吹田市立東山田小学校昇降機設置工事設計業務を行った株式会社小笠原設計と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号【測量・建設コンサルタント等業務】 力特定の者でなければ役務を提供することができないとき⑤ 建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	(仮称)山田認定こども園建設工事 監理業務	(仮称)山田認定こども園建設工事に伴う 監理業務 一式	令和 5年8月21日 から 令和 6年12月13日 まで (令和 5年8月21日)	大阪府大阪市浪速区日本橋東2丁 目9番16号 (株)板垣建築事務所	30,030,000円	<p>本業務は、(仮称)山田認定こども園建設工事に係る工事監理です。 本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、今回の計画では保育園と幼稚園を認定こども園への集約を目的とした新築建替のため、各施設担当者と協議した内容を踏まえ完成後の施設運営を見据えた設計を行っていることから、その設計意図を十分に把握しておくことが求められます。加えて、分離発注となる各種工事の施工条件を理解し、総合的に監理・調整し建築物を完成させていく必要があります。</p> <p>そのため令和3年度から令和4年度に(仮称)山田認定こども園建設ほか工事設計業務を行った株式会社板垣建築事務所と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号【測量・建設コンサルタント等業務】 カ特定の者でなければ役務を提供することができないとき⑤ 建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事監理業務	吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事に伴う監理業務一式	令和 5年8月21日 から 令和 6年7月31日 まで (令和 5年8月21日)	大阪府大阪市東住吉区西今川1丁目5番7-101号 (株)アルキービ総合計画事務所	19,393,000円	<p>本業務は、吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事に係る工事監理です。</p> <p>本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、今回の工事では設計業務の中でまなびの支援課、高齢福祉室及び公園みどり室の関係3所管と協議を行い、それぞれの完成後の施設運営を見据えた設計を行ってきたため、その設計意図を十分に把握しておくことが求められます。加えて、分離発注となる各種工事の施工条件を理解し、総合的に監理・調整し建築物を完成させていく必要があります。</p> <p>そのため令和3年度から令和4年度に吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建替工事設計業務を行った株式会社アルキービ総合計画事務所と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号【測量・建設コンサルタント等業務】 力特定の者でなければ役務を提供することができないとき⑤ 建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

9月分については対象案件はありません。

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事(その4)	人孔蓋取替工 14か所 汚水樹蓋等取替工 71か所 附帯工 一式	令和 5年10月25日 から 令和 6年 1月25日 まで (令和 5年10月25日)	大阪府吹田市上山手町8番5号 寿功建設(株)	5,665,000円	<p>本工事は、泉町1丁目地内において、吹田市水道部執行の「泉町1丁目配水管φ75mm～φ100mm布設替工事跡道路本復旧工事」(以下、「舗装工事」という)の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。本工事の施工場所は、舗装工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費縮減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、舗装工事の受注者である寿功建設(株)と随意契約を行うものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に読替え) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (3)他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	雨水レベルアップ整備 中の島・片山 第2工区附帯工事(その2)	No.2-1 既設管きょ復旧工 一式 No.2 道路復旧工 一式 No.3-1 既設管きょ切回し工 一式 No.3 やなぎ遊園復旧工 一式 No.3 道路復旧工 一式 No.1~8 既設管きょ撤去工 5箇所	令和5年11月2日 から 令和6年3月15日 まで (令和5年11月2日)	大阪府大阪市淀川区西中島3丁目9 番15号 大鉄・橋本特定建設工事共同企業 体	25,300,000円	<p>本工事は、吹田市南部地域の抜本的な浸水対策の一環として実施している雨水レベルアップ整備工事 中の島・片山第2工区(以下、「本体工事」という。)で撤去した国道・府道等の道路構造物及び阪急千里線に隣接するやなぎ遊園の遊具等の復旧工事であり、道路管理者及び公園みどり室等との協議が整ったため、実施するものです。</p> <p>本工事は、交通量の多い府道大阪高槻京都線・国道479号の交通規制や、公園みどり室所管のやなぎ遊園の閉鎖を伴うため、近隣住民及び交通・遊園利用者等から、早急な交通規制の解除及びやなぎ遊園の解放が望まれています。</p> <p>本体工事の受注者が本工事を実施した場合、本体工事との工程調整が不要となること、工事の施工前に必要な現場調査及び鉄道事業者等との協議について、既に実施済みであるため、不要となることから、準備工にかかる工期を短縮することができます。また、本体工事との合算経費を適用できるので、共通仮設費等の経費節減が見込め、地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第6号の規定に該当するため、本体工事の受注者である大鉄・橋本特定建設工事共同企業体へ随意契約を行うものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に読替え) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。</p>



令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事(その5)	人孔蓋取替工 22か所 附帯工 一式	令和5年11月17日 から 令和6年1月15日 まで (令和5年11月17日)	大阪府吹田市樫切山15番5号 (株)小山組	3,069,000円	<p>本工事は、山田西1丁目地内において、吹田市水道部執行の「山田西1丁目配水管φ100mm～φ200mm布設替工事跡道路本復旧工事」(以下、「舗装工事」という)の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。</p> <p>なお、本工事の施工場所は、舗装工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費縮減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、舗装工事の受注者である(株)小山組と随意契約を行うものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に読替え) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (3)他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

12月分については対象案件はありません。

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事監理業務	(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事に伴う監理業務一式	令和 6年1月10日 から 令和 7年2月13日 まで (令和 6年1月10日)	大阪府東大阪市加納6丁目16番4-313号 (株)榎谷設計 大阪事務所	25,135,000円	<p>本業務は、(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事に係る工事監理です。</p> <p>今回の工事は既存の児童館の老朽化に伴う児童センターの新築を目的としており、施設担当者と協議した内容を踏まえ完成後の施設運営を見据えた設計を行っています。そのため、本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その設計意図が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、施工場所へ至る経路が狭隘道路であるため、設計段階で検討した資材搬入計画、構造躯体である鉄骨資材のサイズ及び敷地内での施工方法を総合的に把握していることが円滑な工事を行う重要な要素として求められます。</p> <p>加えて、近接した敷地において同時期にマンションの新築工事が行われるため、その近接工事の事業者や地元との設計段階での協議内容(車両通行計画や住民の通行状況)を十分に把握し、施工計画に反映させることが重要です。</p> <p>また、分離発注となる各種工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、ガス設備工事及び植栽工事)の施工条件を理解し、総合的に監理・調整し建築物を完成させていく必要があります。</p> <p>以上のことから、令和4年度から令和5年度に(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務を行った株式会社榎谷設計大阪事務所は本業務の履行に不可欠な情報等を有しているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業】か 特定の者でなければ役務を提供することができないとき(5)建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	岸部幹線整備第1工区 附帯工事	迂回道路築造 一式	令和6年1月9日 から 令和6年7月30日 まで (令和6年1月9日)	大阪府大阪市北区堂島1丁目5番 17号 鉄建・田中組特定建設工事共同企 業体	72,600,000円	<p>大阪府による都市計画道路十三高槻線(正雀地区)整備事業に併せて新たに下水道幹線(岸部幹線)を整備し、岸部排水区の浸水対策のため、岸部幹線工事第1工区(以下、「本体工事」という。))を、令和7年6月30日を工期末として、施工中です。</p> <p>令和6年3月に暫定供用開始予定としている都市計画道路上に本体工事の発進立坑があり、令和5年5月に発進立坑が通行の支障となることが判明したので、大阪府と協議した結果、下水道部において都市計画道路沿いに、立坑部分を迂回するための道路の築造を行うこととなりました。</p> <p>本体工事と迂回道路築造を並行して進める必要がありますが、現在、施工ヤード内を各工事の施工者である大阪府、各企業体、鉄道事業者が使用しており、新たな受注者が参入する場合、協議や調整に時間を要することと使用可能なヤードが狭あいであることにより、暫定供用開始までの限られた期間内では、迂回道路築造の施工が困難な状況にあります。</p> <p>しかし、各工事の施工者及び地元との協議調整を進めながら本体工事を施工している鉄建・田中組特定建設工事共同企業体であれば、本体工事ヤードを兼用して迂回道路築造を進められること、既に本体工事で関係者との協議や調整を進めていることから、工期を短縮でき、暫定供用開始までに迂回道路の完成が見込めます。また、本体工事との合算経費を適用できるので、共通仮設費等の経費節減が見込め、地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第6号の規定に該当するため、本体工事の受注者である鉄建・田中組特定建設工事共同企業体と随意契約を行うものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に読替え)</p> <p>競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>【建設工事】</p> <p>(1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	総務部 契約検査室	佐井寺西土地地区画整理事業に係る 造成等工事追加工事	仮設駐車場(A)整備 一式 仮設駐車場(B)整備 一式 農園移設 一式	令和6年1月26日 から 令和6年3月15日 まで (令和6年1月26日)	大阪府大阪市淀川区西中島5丁目9 番1号 新大阪花村ビル4階 松尾・倉岡特定建設工事共同企業 体	15,834,500円	<p>本工事は佐井寺西土地地区画整理事業における地権者との補償交渉の結果、将来の都市計画道路の予定地にある駐車場等の移設等を実施するものです。</p> <p>本工事については、現在実施中である佐井寺西土地地区画整理事業に係る造成等工事(以下、本体工事)と、同一地内で実施する工事となるため、本体工事と工程調整を図りながら実施する必要があります。</p> <p>本体工事受注者である松尾・倉岡特定建設工事共同企業体が受注すれば、本体工事との合算経費を適用できるので、費用削減が見込め、工事の施工前に必要な本体工事との工程調整が不要となることから、工期短縮が見込めます。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するため、随意契約するものです。</p> <p>随契ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。</p>

令和5年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	佐井寺西土地区画整理事業に係る 造成等工事追加工事(その2)	人工芝撤去・運搬・処分 一式	令和6年2月21日 から 令和6年3月15日 まで (令和6年2月21日)	大阪府大阪市淀川区西中島5丁目9 番1号 新大阪花村ビル4階 松尾・倉岡特定建設工事共同企業 体	16,159,000円	<p>本工事は佐井寺西土地区画整理事業において必要となる沈砂池の一部 築造予定地にあるサッカー場、テニスコート内の人工芝撤去を実施するものです。</p> <p>本工事については、現在実施中である佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事(以下、本体工事)と同一地内で実施する工事となるため、本体工事と工程調整を図りながら実施する必要があります。本体工事受注者である松尾・倉岡特定建設工事共同企業体が受注すれば、本体工事との合算経費を適用できるので費用削減が見込め、工事の施工前に必要な本体工事との工程調整が不要となることから、工期短縮が見込めます。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するので随意契約するものです。</p> <p>随契ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。</p>

3月分については対象案件はありません。